

## 議 第 2 号 議 案

埼玉県民活動総合センターの存続を求める意見書の提出について  
埼玉県民活動総合センターの存続を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年3月13日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 須 崎 悦 子

賛成者 同

### 提 案 理 由

埼玉県民活動総合センターの存続を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

## 埼玉県民活動総合センターの存続を求める意見書

埼玉県民活動総合センターについて、令和7年3月に取りまとめられた「埼玉県指定出資法人のあり方に関する報告書」では廃止すべきと提言された。理由は、近隣市町村における類似施設の設置状況や施設の利用状況、費用対効果などである。

しかし、200人規模の研修や学習会用の会議室は当該センターの近隣施設にはなく、令和5年度の施設の利用人数は発足時の約2.8倍の約74万5,000人、コロナ禍の令和4年度でも体育館の利用率は99%、県民のボランティア活動や社会福祉、社会教育活動など、生涯学習の拠点として多くの県民が利用しており、イベントや各種試験会場、企業などの研修の場としても活用されている。

また、当該センターは伊奈町の指定避難所及び指定緊急避難場所にも指定され、地元にとっては必要な施設である。

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会が、地元自治体や利用者の意見聴取を行っていないまま廃止を決めたことを受け、地元自治体をはじめ、多くの県民が当該センターの存続を求め、署名活動などを行った。令和7年10月には、伊奈町の町長が県知事に要望書を手渡している。県議会でも複数の議員が当該センターについて取り上げており、県知事は「廃止ありきではなく、あらゆる視点から検討を行った上で総合的に判断すべき」と答弁している。

埼玉県議会令和8年2月定例会に先立ち、県の「次期行財政プログラム（令和8～10年度）（案）」が明らかとなり、この中で、当該センターについては廃止ではなく当面調査検討を行う方向性が記載されていることが分かった。令和10年度まで調査検討を行うため、存続を求める声も引き続き届ける必要がある。

よって、富士見市議会は、埼玉県に対し、埼玉県民活動総合センターの存続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事

様